

議第185号

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように制定する。

令和元年 9 月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部
を改正する条例

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同条第 1 号を
削り，同条第 2 号中「禁錮」を「禁錮」に改め，同号を同条第 1 号とし，同
条第 3 号中「免職」を「懲戒免職」に改め，同号を同条第 2 号とする。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同条第
2 項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，同項第 2 号中「又
は第 2 号」を削る。

附 則

この条例は，令和元年12月14日から施行する。ただし，第 4 条各号列記以
外の部分の改正規定，同条第 2 号の改正規定（同号を同条第 1 号とする部
分を除く。）及び同条第 3 号の改正規定（同号を同条第 2 号とする部分を除
く。）並びに第 5 条の改正規定（同条第 2 項第 2 号の改正規定を除く。）は，
公布の日から施行する。

提案理由

成年被後見人及び被保佐人を消防団員となることができない者とはしない
こととする等の必要があるので提案する。